ハ　封かん

強度等試験法中の封かん試験を行うとき、容器包装の破損又は空気漏れがないものでなければならない。

ニ　ピンホール

強度等試験法中のピンホール試験を行うとき、ピンホールを認めないものでなければならない。

③　内容物に直接接触する部分は、ポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートであること。

④　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン及びエチレン・１―アルケン共重合樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　ヘキサン抽出物

ヘキサン抽出物試験を行うとき、その量は2.6％以下でなければならない。

ロ　キシレン可溶物

キシレン可溶物試験を行うとき、その量は11.3％以下でなければならない。

ハ　ヒ素

ヒ素試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると２μg／ｇ以下となる。

ニ　重金属

重金属試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として0.8μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると20μg／ｇ以下となる。

⑤　内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレンテレフタレートは、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　カドミウム及び鉛

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑴　一般規格の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

⑥　常温保存可能品の容器包装にあっては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。

ｃ　金属缶は、次の条件に適合するものであること。

①　次の試験法による試験に適合するものであること。この場合、試験に用いる試験溶液の調製は、ｂの①のイ　試験溶液の調製を準用する。

イ　ヒ素

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液10mLについて、ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、ヒ素標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となる。